

学校いじめ防止基本方針

秋田大学教育文化学部附属特別支援学校

本内容は、平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」及び、平成25年10月11日
文部科学大臣決定の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「秋田大学教育文化学部附属学校園い
じめ防止基本方針」に基づき秋田大学教育文化学部附属特別支援学校におけるいじめ防止等のための
対策に関する基本的な方針を定めたものである。

1 いじめの定義

子どもが一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な攻撃(インターネットを通じて行
われるものを含む。)を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいう。

*「秋田大学教育文化学部附属学校園いじめ防止基本方針」より
なお前述の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、具体的ないじめの態様として以下の
ようなものが示されている。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 基本方針

(1) いじめの防止について(未然防止のための取組等)

- ① 校内ルールの徹底による「規範意識の向上」 [規律]
 - ・あいさつの奨励、授業中の態度、時間を守るなどの学校生活での規範意識を高める。
- ② 全ての児童生徒が授業で活躍し、自ら取り組むための「分かる授業づくり」 [意欲]
 - ・全員が分かる、活躍できる授業づくりと共に学び、認め合う場面の設定に努める。
- ③ 他の児童生徒や教師らとの関わりを通じた「居場所づくり」「絆づくり」 [自己有用感]
 - ・安心して過ごせる学級、学部、学校環境づくり(児童生徒、保護者と担任との信頼関係の構築)

(2) いじめの早期発見について

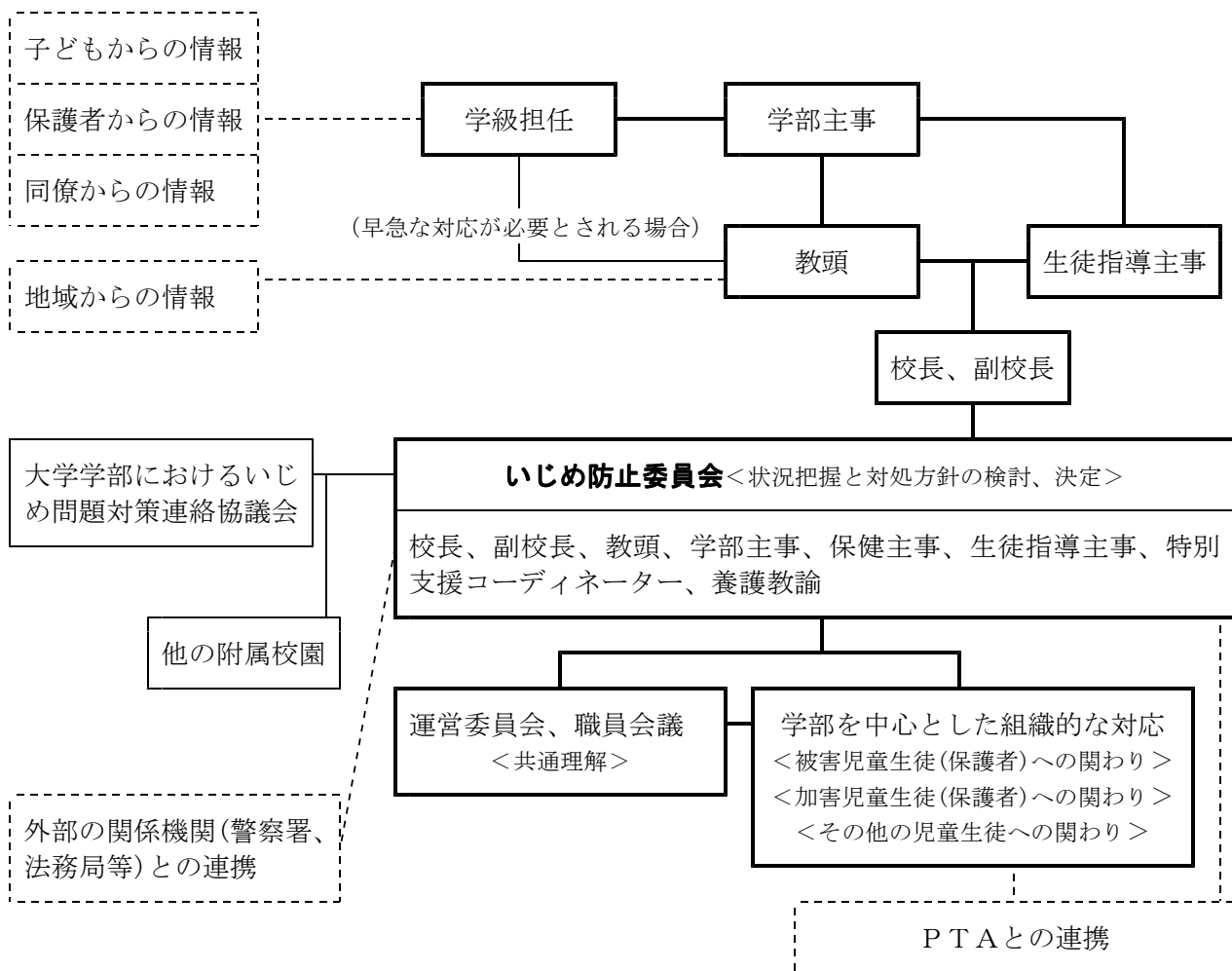
- ① 日常の観察と職員打ち合わせにおける報告・情報交換
 - ・担任間や学部職員で児童生徒の様子について情報交換をし、多面的な観察をする。
- ② 児童生徒へのアンケート実施による状況の把握(6月、10月実施)
 - ・6月「いじめについてアンケート」、10月「学校生活アンケート」を実施して、児童生
徒の学校生活や友達との関わりへの状況把握をすると共に望ましい人間関係の在り方につ
いて指導する。
- ③ 保護者面談の実施
 - ・面談時に学校生活や校内外の交友関係について情報収集を図る。

(3) いじめへの対応について

- ① 本校におけるいじめの未然防止、早期発見及び適切な対処に関する措置を実効的に行う組織
として、「いじめ防止委員会」を設ける。なお、その構成員及び組織図は、次の通りである。
 - ・構成員

校長、副校長、教頭、学部主事、保健主事、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護
教諭、その他校長が認める職員

・組織図



- ② 学校がいじめと疑われる情報を把握した場合は、速やかに「いじめ防止委員会」を開いて事実関係を分析し、いじめと断定した場合は、学校として対処方針を検討・決定し解決に向けた組織的な措置を講ずる。
- ③ 重大事態が発生した場合は、速やかに大学学部に報告し、対処について協議する。
- ④ 当該いじめに関する一連の推移を振り返り、いじめの再発防止に向けた取組を行う。

・主な活動計画

月	活 動	主 な 内 容
5月	学校いじめ防止基本方針の提案、策定	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議での周知、協議、共通理解 ・危機管理マニュアルへの記載 ・秋田大学へ報告
6月	いじめについてのアンケート実施	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒アンケートの実施による情報収集
7月	いじめ防止委員会① (アンケート集計結果の報告、協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議での周知、協議、共通理解 ・報告のあった事案への検討と対応の確認 →保護者への連絡、説明、今後の対応の確認
10月	学校生活アンケートの実施	
11月	いじめ防止委員会② (アンケート集計結果の報告、協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議での周知、協議、共通理解 ・報告のあった事案への検討と対応の確認 →保護者への連絡、説明、今後の対応の確認
2月	学校評価	
3月	いじめ防止委員会③ (運営、対応、基本方針の修正等)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営、対応、基本方針等の見直し